

令和7年度
学校経営案



西都市立茶臼原小学校

I 学校要覧

1 学校沿革の大要

昭和21. 5. 9	昭和21年度計画による茶臼原開拓事業に伴い、開拓者の子弟教育、開拓地に接する既存地区の子弟教育の文化開発の中心として、昭和21年5月9日、茶臼原国民学校として設立。
	校舎は、県農民道場附属宿舎の無償払い下げを受け、石井記念協会から3町歩を校地として無償貸与を受けた。また、茶臼原開拓協同組合が中心となって、茶臼原国民学校教育後援会が発足した。
22. 1. 10	児湯郡上穂北村立茶臼原国民学校として設立認可
22. 1. 25	開校式、校長清泰雄、職員8名、児童数189名(含高等科)
22. 5. 1	学制改革により茶臼原小学校となる。
22年度	教室、講堂の復旧工事、校庭、運動場の施設工事
23年度	植樹、施設工事、備品の充実
24年度	校長森久嘉着任、植樹、石井記念碑建設、校門、講堂、便所新設
25年度	植樹、遊具、遊具設備設置、机と椅子新調
26年度	校長寺原慎一郎着任、ピアノ購入資金積立金開始
27年度	新田原委託児が上新田へ転出、旧校舎撤去
28年度	分散教育、新校舎落成(教室9、管理室3)
29年度	職員住宅1棟新築、国語教育研究公開
30年度	西都町立茶臼原小学校となる。ピアノ購入(町・PTA各15万円)
31年度	D型ミルク給食開始
32年度	校長原田種之着任、A型給食開始、アンプ購入、放送施設、調理室新築(15坪)
33年度	西都市立茶臼原小学校となる。電話架設、録音機購入
34年度	音楽室増設、幻燈機購入
35年度	校長落合正着任、16mm映写機購入、ベルタイマー購入
36年度	校長菊地武寿着任、校章及び校旗制定、鼓笛隊設置
38年度	西都市給食会より表彰、学校園設置、排水工事、プール設置期成会結成
39年度	厚生省関係児童遊園施設としてプール完成、花園整備、講堂補修
40年度	校長長友宗憲着任、特殊学級設置、自転車置き場完成
41年度	創立20周年記念として校歌制定、飼育小屋設置
42年度	校長小田原武着任、農協返還農地の整理
43年度	ジャングルジム、オーシャンエーブ購入、便所補修
44年度	校長井上久美着任、低鉄棒、ブランコ購入
45年度	県PTA連協より表彰される
46年度	校長前田博實着任、サッカーゴール、OHP購入
47年度	8mm映写機、録音機、電蓄2、OHP、テレビ6台購入
48年度	校長矢野又二着任、防音校舎建設開始
49年度	防音校舎完成、学校移転、造園、運動場造成整備、飼育舍完成、運動場整地作業タイヤ埋め込み作業
50年度	運動場芝張り作業、砂場作成、投てき板完成
51年度	校長井田米蔵着任、運動場簡易スタンド作業、OHP購入、器楽合奏コンクールで努力賞受賞
52年度	エレクトーン購入、体育館落成
53年度	校長溝辺肇着任、ピアノ購入
54年度	校門完成、宮崎国体の集団演技として6年生、臼太鼓踊りに参加
55年度	プール完成、植樹〔杉150本、梅10本、桃40本(寄贈)〕
56年度	校長西村次郎着任、屋外給食施設完成、築山造成、百葉箱設置

57年度	市指定研究（思考力、創造力を育てる作文指導）紙上発表
58年度	校長長友勝郎着任、市指定研究国語科（作文教育）研究公開、緑化モデル校の指定を受ける。植樹（460本）、国旗掲揚台建設
59年度	市指定研究校（評価を取り入れた作文指導）1年次紙上発表、緑化モデル校県知事表彰、マラソンコースの造成、自転車の森の植樹、技能コース（卒業記念）の完成MRT作文協力校、みどりの少年団結成（7月28日）
60年度	市指定研究国語科（豊かな表現力を伸ばす作文指導）研究公開、交通安全優良校、花いっぱい優良校・学校環境緑化優秀賞（県知事並びに西都市長）
61年度	マーチング鼓笛隊一式購入、放送室設置、理科教材園完成、花いっぱいコンクール優秀校、南側排水溝設置、みどりの少年団活動優秀賞
62年度	校長森登着任、校庭前ブロック花壇、冷房設置、放送塔、市上水道設置完成、創立41周年記念祝賀会、学校林伐採整地
63年度	校長鬼塚和雄着任、県・市指定研究校（社会科）1年次、玄関前庭完成、観察用川と池の設置
平成元年度	県・市指定「社会科学習指導法」研究公開、みどりの少年団活動全国表彰、体育館ステージ拡張・幕取付け、体育館暗幕取付け
2年度	校長森浩司着任、第35回才能開発実践教育賞受賞（副賞でテレビ・ビデオ）、運動場南側斜面工事完成、運動場側屋外時計設置（卒業記念）、パソコン1台購入（PTAより）、屋外防水工事一部完成
3年度	金銭教育研究校、小鳥小屋設置、校舎屋外防水工事完了
4年度	校長楫山茂治着任、金銭教育研究発表、社会福祉普及推進校、屋上フェンス補修工事、市PTA協議会広報誌コンクール第3席受賞、九州ブロックPTA協議会より受賞
5年度	社会福祉普及推進校（2年目）、学校環境緑化教育推進モデル校（1年目360本植樹）県及び市よりPTA優良校表彰、学校保健統計調査実施校指定（文部省）、職員室・事務室教室移動、パソコン設置、（10台）、日本語ルーム開設（ベトナム児童指導）、堆肥小屋設置
6年度	社会福祉普及推進校（3年目）、学校環境緑化教育推進モデル校（2年目計330本植樹）、文部省・県・市指定研究学校「道徳教育推進校」（1年目）、音楽室机と椅子30セット設置、PTA優良団体（文部大臣奨励賞受賞）、みどりの少年団活動発表大会参加（参議院議長より全国表彰受賞）、みどりの奨励賞並びに松本賞受賞（国土緑化推進機構）、緑化活動推進賞（県知事）、ベトナム児童3名東京救済センター転出（10/4）、日本語ルーム閉鎖
7年度	校長児玉勇着任、文部省・県・市指定研究学校「道徳教育推進校」（2年目）、みどりの少年団が「内閣総理大臣賞」受賞、体育館暗幕新調（南側）、みどりの少年団育成会が「柴田賞」受賞、一輪車庫完成、文部省・県・市指定「道徳教育」研究公開、創立50周年記念式典及び祝賀会、プールサイド改修
8年度	ビニルハウス完成（創立50周年記念）、九州交通安全協会より「交通安全優良学校」として表彰
9年度	校長鍋倉正彦着任、宮崎県児湯農林振興局より「学校じいたけ園」寄贈、宮崎県より「交通安全優良校」受賞
10年度	玄関屋根塗装工事、職員トイレ増築、西都みどり推進会議の助成金（11万円）「森の文庫」設置、理振法適用（85万円）によりデジタルカメラ、簡易廃液処理器等購入、みどりの少年団緑化事業助成金（30万円）で植樹（ツツジ、サザンカ、クロガネモチ）
11年度	市指定研究学校・児湯教育事務所委嘱研究学校「総合的な学習の時間」（1年目）全国交通安全協会より「交通安全優良校」受賞
12年度	校長永松康夫着任、市指定・児湯教育事務所委嘱研究学校「総合的な学習の時間」研究公開

13年度	県PTA連合会よりPTA活動優良校として表彰、コンピュータ室完成
14年度	校長池澤秀明着任、インターネット開通、茶小学校評議員設置、バリアフリースロープ完成（体育館）
15年度	遊具設置、車椅子トイレ設置
16年度	校長黒木重文着任、みどりの少年団全国植樹祭参加
17年度	学力向上対策指定校「レベルアップ西都」、体育館屋根塗装工事、高置水槽設置、サマースクール実施
18年度	校長畠澤正則着任「読書活動優秀実践校」文部科学大臣賞受賞、みどりの少年団活動発表大会最優秀賞受賞、創立60周年記念式典・祝賀会
19年度	学校田「げんき田」、お茶恵池（ミニビオトープ）設置、体育倉庫改修、運動場水飲み場屋根設置
20年度	パソコン新規入替、市PTA新聞コンクール最優秀賞、県交通安全優良学校表彰、県学校環境緑化推進校表彰、屋上掲揚台を校舎前庭に移転設置
21年度	校長永山良宣着任、西都市指定研究学校、九州ブロックPTA協議会表彰、県学校関係緑化優秀校表彰
22年度	西都市教育委員会指定研究学校研究公開、元気田を2分の1に縮小、お茶恵池改修
23年度	校長岡薗好子着任、学校安全県教育長表彰
24年度	職員室・保健室ガス給湯器設置、放送室チャイムユニット設置
25年度	パソコン新規入替・大型モニタ設置、家庭科室調理台2台設置、体育館放送設備入替、プール濾過ポンプ入替、体育館側スロープコンクリート張替
26年度	校長山口昇着任、校舎耐震工事並びに外壁補強及び塗装、校内放送機器入替、運動場西側のスロープ工事
27年度	飼育小屋解体及び砂場の設置、体育館耐震化及び体育館照明LED化工事 創立70周年記念式典挙行及び運動場西側畑に記念植樹
28年度	校長荒武真奈美着任、西都市指定研究学校、教室LED化工事、1Fトイレ改修 バックネット及び運動場西側駐車場整備、駐車場看板改修 体育館通路舗装工事、子ども会主催段ボールキャンプ実施
29年度	校舎内照明全LED化工事、体育館トイレ改修工事、PTA正門門柱改修工事、教室床改修工事、屋上看板設置、西都市教育委員会指定研究公開
30年度	校長外山健一郎着任、教室床改修工事、屋上防水工事、プール床面補修工事、PTA飼育小屋屋根撤去、県「体力つくり奨励賞」受賞
令和元年度	校務用PC・児童用タブレット新規導入、「九州PTA協議会表彰」受賞 子ども会主催段ボールキャンプ実施 校舎天井補修工事
2年度	プール横に学習水田造営 県PTA連合会より団体表彰 光回線工事完了 全児童分タブレット導入
3年度	校長植野義也着任、パソコン室をWEB研修室へ改修、玄関屋根の改修工事 タブレット保管庫を整備
4年度	校長金丸昭着任、宮崎県体力つくり優良校受賞、教室暖房用配電工事、河津桜植樹 旧宮交バス停・郵便ポスト設置、百葉箱改修工事、防災倉庫設置工事
5年度	校長長友裕之着任 小規模特認校に指定、県「交通安全優良学校」表彰、家庭科室天井・床改修工事、理科床改修工事、テグバジャーロよりサッカーボール寄贈、大谷翔平選手よりグローブ寄贈
6年度	みやざきの「子どものいのちと人権」を守る推進事業指定校、1階児童トイレ(女子) 洋式工事、トイレ浄化槽への排水管補修工事、廊下塗装養生

2 環境の概要

(1) 学校所在地

本校は西都市の妻から 8 km、高鍋に 8 km、木城に 5 km、新富に 6 km の 4 地区からおよそ等距離に位置し、標高 130 m の茶臼原台地の中心にある。

(2) 歴史と教育

この地は茶臼塚を主墳とする 55 基の古墳群の築かれた古い歴史のある土地であり、一つ瀬川をはさんで西都原古墳群と向かい合っている。近代児童福祉の父といわれる石井十次先生が孤児院を開かれた場所であり、現在も石井記念友愛社がその意志を引き継ぎ、施設で多くの児童・生徒の養育にあたっている。

戦後、多くの開拓者がこの茶臼原台地に鍬を入れ、今まで嘗々と努力を積みあげ、現在のような豊かな農地を拓いてきた。この地に脈うつ石井十次先生の「博愛の心」と、この土地を拓いた「父祖の開拓者魂」は、本校教育の精神基盤となっている。

(3) 産業

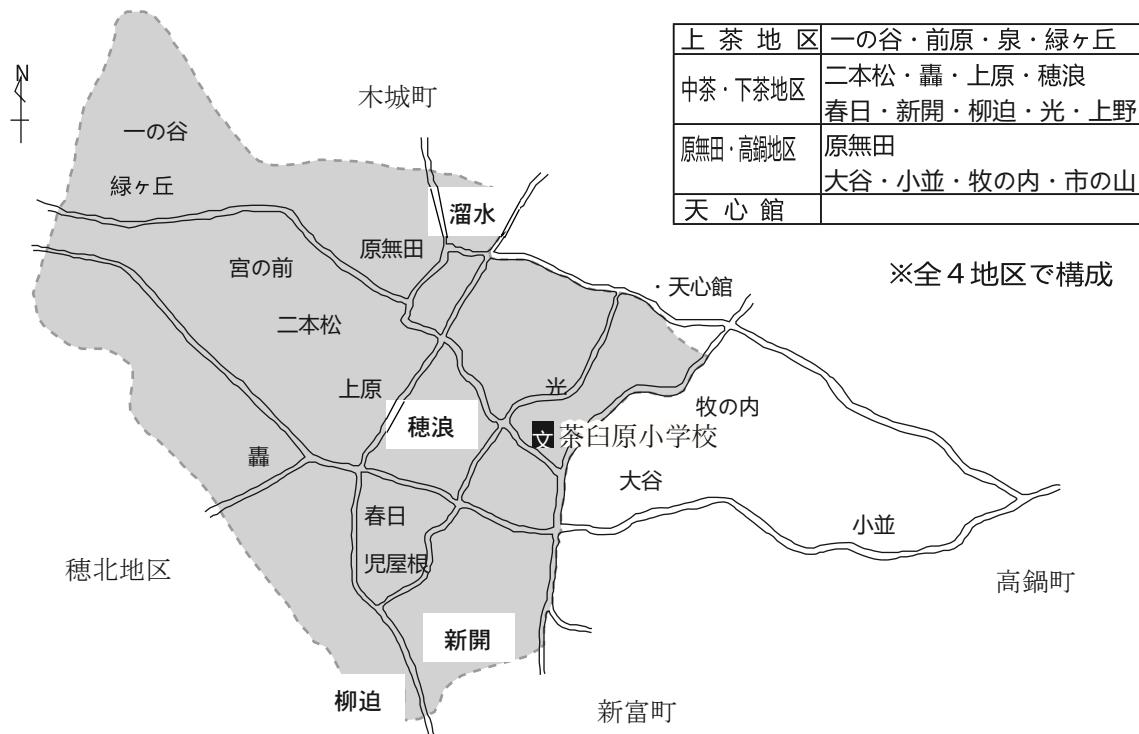
太平洋戦争後、引揚者 50 戸、戦災農家 34 戸、分家 86 戸を含む 288 戸の入植により、開拓が始まられた。

当時は甘藷中心の農業経営であったが、最近、製茶業、養鶏（ブロイラー）、養豚、酪農、肥育、芝の生産へと進展し、畑作を含めて経営は多角的となり、生産性の高い農業地域となっている。

(4) 交通と文化

農道は整備舗装され、また、大型広域農道が新設されたことにより宮崎県の海の玄関細島との距離と時間の短縮は、産業地域としての価値を一層高めることになった。さらにこの地域最大の悩みであった灌漑用水の問題も解決し、前途は明るいものになっている。

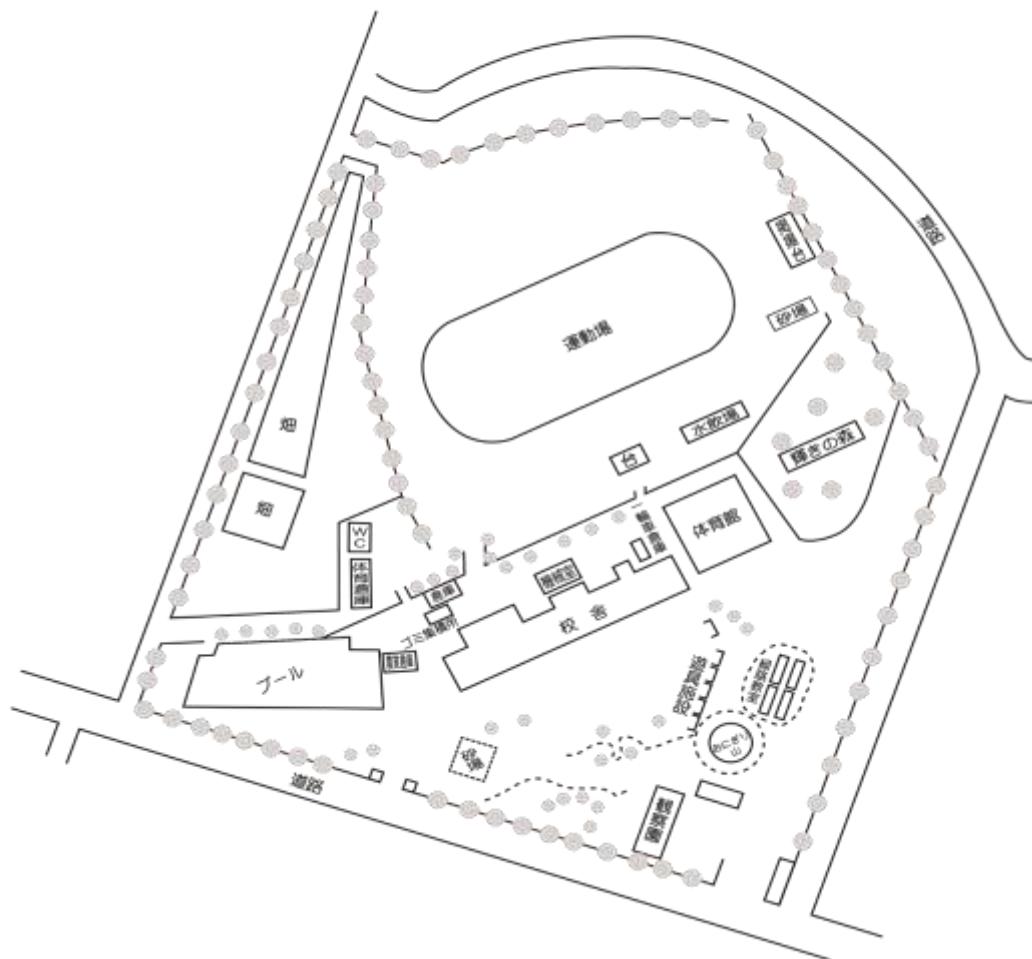
(5) 校区の略地図



(6) 校地の平面図

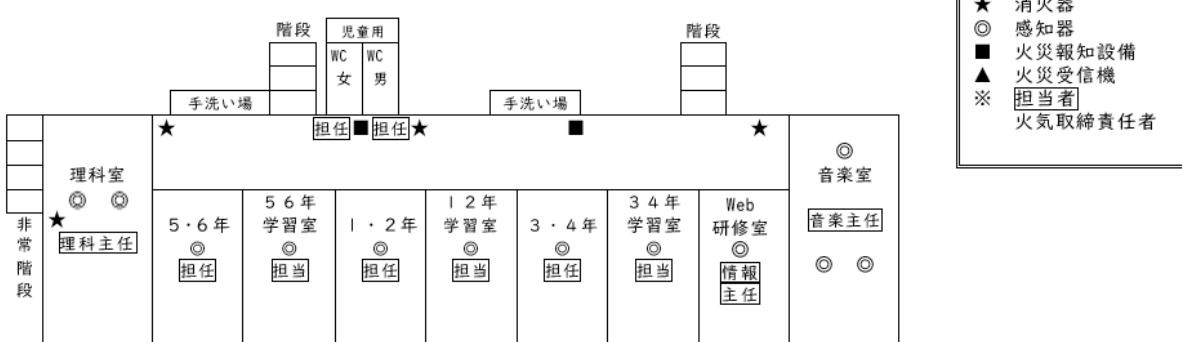
西都市立茶臼原小学校
所在地 西都市大字穂北 5253-4

東經 $131^{\circ} 26' 34''$
北緯 $32^{\circ} 7' 54''$

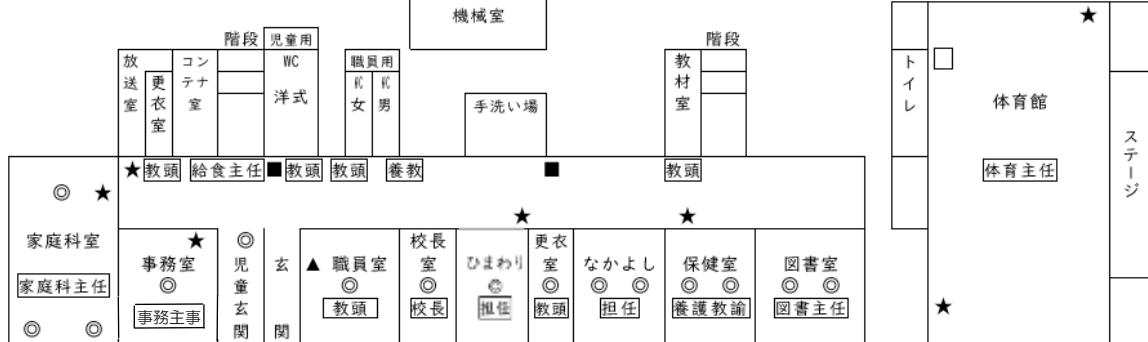


(7) 校舎の平面図

【2階】



【一階】



3 職員名簿及び学級担任、児童数

(1) 職員名簿

	職 名	担当学年等	氏 名	校務分掌等	教科主任等
1	校 長		明松 美佳		
2	教 頭		多田 裕幸		
3	教 諭	1学年	原田 洋美	研究主任	算数、生活、特活 キャリア
4	講 師 (県費常勤)	2学年	松葉口 浩太		国語・書写、図工
5	教 諭	3・4学年	坂本 沙織	生徒指導主事	音楽、道徳、 外国語、国際理解
6	講 師 (県費非常勤)	3・4学年 (教科指導)	小坂 登身		
7	講 師 (市費非常勤)	5・6学年 (教科指導)	二渡 誠子		
8	教 諭	5・6学年	横山 正文	みどりの少年団	体育、社会、総合、 環境
9	教 諭	ひまわり	木下 浩利	教務主任	情報
10	教 諭	なかよし	廣田 桂子	特別支援教育 コーディネーター	特別支援教育、 防災
11	教 諭	指導方法工夫 改善	沖野 瞳美		理科、家庭、図書 人権
12	養護教諭	保健室	新盛 瞳子	保健主事	給食、安全、作品
13	事務主事	事務室	松元 秀治	学校事務	
14	市会計年度職員	事務室	高木 伸次	学校事務	

(2) 学級担任と児童数及びPTA戸数

学年・学級	担 任 名	学 級 児 童 数			P戸数
		男	女	計	
1年	原田 洋美	2	4	6	2
2年	松葉口 浩太	5	2	7	4
3年	坂本 沙織	2	2	4	0
4年		0	3	3	2
5年	横山 正文	3	5	8	6
6年		4	3	7	6
なかよし	木下 浩利	2	0	2	2
ひまわり	廣田 桂子	3	0	3	1
合 計		21	19	40	23

(3) 地区担当と地区別児童

地 区	地区担当	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
上茶・原無田	原田・新盛	1	1	1	1	2	0	6
中茶・下茶・高鍋	廣田・松葉口	3	4	1	1	4	3	16
天心館	横山・坂本	2	1	2	2	2	3	12
校区外	木下	1	1	0	0	1	3	6
合 計		7	7	4	4	9	9	40

II 宮崎県教育基本方針

本県は、教育基本法にうたわれている人間尊重の精神を基調として、あらゆる教育の場を通じ、「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」を育む教育を推進します。

さらに、郷土を愛し新たな次代を切り拓いていく気概と広い視野を持ち、地域や社会の発展に主体的に参画するとともに、夢や希望を抱き生涯にわたって自己実現を図れる、心身ともに調和のとれた人間の育成をめざします。

宮崎県人権教育基本方針

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と世界人権宣言はうたっています。すべての人はいかなる事由による差別も受けることなく、生命、自由及び身体の安全を確保し、それぞれの幸福を追求する権利を有しています。

本県においては、これまで宮崎県同和教育基本方針等に基づいて、真に差別をなくしていく意志と実践力をもった人間の育成を目指し、日本国憲法に保障されている基本的人権にかかわる課題の解決に努めてきました。

しかし、今なお、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに関する様々な人権問題が存在しています。さらに、国際化、情報化、少子高齢化などの社会の急激な変化に伴い、新たな人権問題も発生しています。

そのため、宮崎県教育委員会では、これまでの取組の成果や課題、「宮崎県人権施策基本方針」の趣旨などを踏まえ、次のように人権教育を推進し、県民一人一人が人権について正しい理解を深め、人権を相互に尊重し合い、共に生きる社会の実現を目指します。

- 1 学校教育においては、幼児児童生徒の発達段階及び学校や地域の実情を踏まえ、幼稚園（保育所）、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等が相互に連携を図り、全教育活動をとおして人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成し、実践力を養うことに努めます。
- 2 社会教育においては、各種学級・講座等の機会において、基本的人権の尊重を基調とする学習を充実し、人権が一人一人の身近な問題であるとの認識を深め、日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚の高揚に努めます。
- 3 家庭教育に関しては、保護者に対する学習機会等を提供し、幼児期から豊かな情操や思いり、生命を大切にする心、社会的ルールの尊重、善惡の判断など子どもの健全な人間形成の基礎を育むことができるような支援を行なうとともに、大人も子どもも共に人権感覚が身に付くように努めます。
- 4 人権教育を積極的に推進するため、人権及び同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する深い認識に基づいた、真に差別などのあらゆる人権侵害をなくしていく意志と実践力をもった指導者の養成や研修の充実に努めます。

本方針の実施に当たっては、教育の中立性を確保するとともに、市町村教育委員会及び関係諸機関との連携を図りながら、広く県民の理解と協力を得て推進します。

III 令和6年度 西都市教育基本方針並びに教育施策

◎ 教育基本方針

西都市の教育は、教育基本法の理念と西都市民憲章の精神を基調として「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」を備え、郷土に対する誇りと国際感覚にあふれ、新たな時代を切り拓いていく気概をもち、心身ともに調和のとれた人間の育成を目指します。

◎ 教育施策

この基本方針を受け、生涯にわたって適切な学習が進められるよう家庭教育、学校教育、社会教育及び文化の振興をとおして、教育的、文化的風土を醸成するとともに、主体性のある教育行政を推進します。

このため事業推進に当たって、第五次西都市総合計画（令和3年度～令和10年度）及び西都市教育大綱（計画期間：令和3年度～令和6年度）との整合性、各種計画との連携を図りながら、総合的な教育施策を定めています。

第五次西都市総合計画（令和3年度～令和10年度）抜粋

第3編 基本計画

政策目標4 ひきだす・西都～心豊かにたくましく生きる人づくり

基本施策4－1 学校教育の充実

- 主要施策
- (1) 知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成
 - (2) 教職員の資質向上
 - (3) 地域とともにある学校づくりの推進
 - (4) 充実した教育環境づくりの推進
 - (5) 特別支援教育の推進
 - (6) 不登校等の諸課題への的確な対応
 - (7) 高校との連携の促進

基本施策4－2 生涯学習の充実

- 主要施策
- (1) 学習環境づくりの推進
 - (2) 地域に根差した学習活動の活性化
 - (3) 読書活動の推進
 - (4) 青少年活動の推進

基本施策4－4 歴史・文化が映えるまちづくり

- 主要施策
- (1) 文化財の保存・活用
 - (2) 芸術・文化活動への支援の推進

1. 学校教育の充実

(1) 知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成

①確かな学力の向上

- 1) 児童生徒の「自立」を促す教育活動を推進し、基礎学力（読み・書き・計算など点数に表れるもの）と総合的な学力（探究力・表現力・コミュニケーション力など）の両面の向上を図ります。
- 2) QU (QUESTIONNAIRE—UTILITIES(学級満足度調査)) や学力調査、I C T 機器を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「探究的・協働的な学び」を意識した日常授業の改善や一人一人が輝く学級づくりを推進します。
- 3) 教育課程の工夫を行い、補充学習や個別学習を行う「学びの確認の時間」を充実させることで学習内容の確実な定着を目指します。
- 4) 学校行事や「さいと学」において一流の人材と関わる機会を増やし、未来指向型の学びを提供します。

②小学校1年生からの英語教育の充実

- 1) 小学校1年生からの英語教育を通して、児童生徒のコミュニケーション能力や英語に対する興味・関心を高めます。
- 2) ALT 4名を市内の全小・中学校に派遣し、英語を学ぶ楽しさを味わわせるとともに、英語力の向上を図ります。
- 3) 妻高校や宮崎国際大学との連携により、本市の英語教育の在り方を研究するとともに、英検対策講座等を実施し、生徒の英語力の向上を図ります。
- 4) 小学校における国際交流活動の充実や、中学校において、姉妹都市「台湾羅東鎮」の中学校とのオンライン交流等を行うことにより、国際理解教育の推進を図ります。

③体力の向上

- 1) 目標実現に向けて体力向上プランを策定し、児童生徒の実態に応じた指導方法等の工夫・改善に努めます。
- 2) 体育の授業の工夫・改善に努め、生涯にわたって運動に関心を持つ児童生徒の育成に努めます。
- 3) 学校体育関係団体との連携及び支援を図り、様々な種目の運動にふれさせるとともに、運動部活動の一層の充実に努めます。

(2) 教職員の資質向上

①教職員研修等の充実

- 1) 大学との連携や学校支援訪問等を公開することで授業力向上の取組を推進します。
- 2) 学力向上担当者会をとおして、授業改善や家庭学習の在り方などについての取組を共有化することで、市内全体の教員の指導力向上を目指します。
- 3) 教職員の研修ニーズに応えたブラッシュアップ研修の実施や、希望制による派遣研修支援等を行い、個々の強みを伸ばし、弱点を補うための研修体制の構築を図ります。
- 4) 中学校英語科の教員の指導力向上のために、指導教諭等を各中学校に派遣し、授業支援を行います。

- 5) 各学校の教員からなるＩＣＴ教育推進チームを設置し、ＩＣＴ機器の活用や校務のDX化に関する研究を進めるとともに、校内や市教科研究会等において、ＩＣＴ機器を活用した授業を積極的に公開することで研究成果の普及を図ります。
- 6) 関係機関との連携を図りながら、初期研修及び中堅教諭等資質向上研修ほか各種研修会の充実に努めます。
- 7) 臨時の任用講師及び経験年数の浅い教職員に対して、指導力向上を図る研修会の充実に努めます。

(3) 地域とともにある学校づくりの推進

①ふるさと西都を愛する心を育てる「さいと学」の充実

- 1) 西都市の教育資源を有効に活用しながら、西都市の特色や課題を理解し、地域社会に貢献しようとする態度を育てる取組を推進します。
- 2) 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の視点を踏まえた「さいと学」の充実に向けた取組を推進します。

②地域の特色を活かした教育の充実

- 1) 地域住民等による小学校での放課後の学習支援、体験機会の提供及び居場所づくりなどを目的とした「放課後子ども教室」の取組の充実を図ります。
- 2) 「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」を一体的に推進し、地域と学校の連携強化に努めます。
- 3) 山村留学を支援するとともに、地域と協力しながら地域教育の維持・振興及び地域活動の充実を図ります。
- 4) 豊かな自然環境や少人数による特色のある教育活動を実施している小規模校を特認校として指定し、少人数ならではのきめ細かい指導や、一人一人が活躍できる場を提供することで児童の資質向上を図ります。

③小中一貫教育の推進

- 1) 小中合同研修会の実施や授業参観等の相互連携の積極的な推進を図ります。

④幼稚園、保育園（所）及び小学校の連携強化による円滑な就学の推進

- 1) 教育支援専門委員による幼稚園、保育園（所）訪問や関係機関との情報交換を通して、円滑な就学ができるように努めます。

⑤人権教育の推進

- 1) 学校教育において、児童生徒の発達段階及び学校や地域の実情を踏まえ、認定子ども園、保育所、小学校、中学校、高等学校が相互に連携を図り、全教育活動をとおして人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成し、実践力の醸成を図ります。
- 2) 様々な人権問題に関する深い認識に基づいた、真に差別などのあらゆる人権侵害をなくしていく意思と実践力をもった指導者の要請や研究の充実に努めるなど、人権教育を積極的に推進します。

(4) 充実した教育環境づくりの推進

①学校施設設備の計画的な整備

- 1) 学校施設の老朽化に対応するため、点検の徹底と予防保全の考え方を取り入れた適正な維持管理に努め、財政負担の平準化を図ります。

2) 子どもたちの学習及び生活の場として良好な環境を確保するとともに、障がいのある子どもたちにも配慮しつつ、防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を確保できるように取り組みます。

3) 教育の情報化の推進を図るため、ＩＣＴ環境の整備に努めます。

②学校保健・安全教育の充実

1) 全教育活動を通して、「健康・安全」に関する指導の充実・啓発を図ります。

2) 健康診断や各種検査の充実を図るとともに、疾病の予防指導に努めます。

3) 環境衛生及び安全点検の指導充実を図りながら施設の改善と事故防止に努めます。

4) 家庭、地域及び関係機関との連携を図りながら、児童生徒の健康安全の保持や人との及び自然災害等に対する危機管理の充実並びに危機意識の向上に努めます。

③学校給食の充実

1) 学校衛生管理基準に基づき、栄養バランスを考慮した学校給食の提供を行い児童生徒の健康の増進に資するとともに、魅力ある給食となるよう嗜好調査等を実施し献立内容の充実を図ります。

2) 学校給食衛生管理基準に沿った施設・設備の改修等を行い、異物の混入や食中毒の事故を防止し安心安全な給食の提供に努めます。

④食育・地産地消の推進

1) 食に関する指導を効果的に進めるための教材に活用できるよう地域の郷土食や行事食の提供、関係資料の配布など、食に関する情報提供に努めます。

2) 年間を通じ地元食材を活用した給食の提供に努め、地産地消の推進を図ります。

⑤中学校の再編

1) 「西都市中学校再編計画」に基づき、中学校の再編を推進し、生徒一人一人の資質や能力を伸ばすことができる魅力ある学校づくりに取り組みます。

2) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るなど、新しい時代の学びを実現する学校施設の整備に取り組みます。

(5) 特別支援教育の推進

①特別支援教育の充実

1) 専門家はもちろん保護者等関係者の意見等を踏まえて、一人一人の児童生徒の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援や教育課程の編成・実施及び合理的配慮に努めます。

2) 学校生活支援員を配置し、児童生徒の学びや学校の取組を支援します。

(6) 不登校等の諸課題への的確な対応

①いじめや新たな不登校を生まない学校づくりの推進

1) 生徒指導の機能を生かし、児童生徒が主体となり充実感や達成感を味わえる教育活動の充実に努めます。

2) 教育支援センター（みつばルーム）等と学校の連携を図りながら、いじめ・不登校の解決に向けた支援・相談指導体制の充実に努めます。

- 3) 児童生徒の様々なニーズに応じた学習が進められるように教育支援センター（みつばルーム）を含む、学校以外の学びの場「サードプレイス」の整備を行っていきます。
- 4) 西都市いじめ防止基本方針に基づき、人権教育の充実など、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

（7）高校との連携の促進

①中高一貫教育の推進

- 1) 妻高等学校の教諭が市内の中学3年生へ授業を行う聖陵セミナー等の連携事業を支援します。

②妻高等学校活性化の推進

- 1) 小中高と一貫して地元で学べる環境を整備・強化し、妻高等学校の魅力と活力を高めます。

2. 生涯学習の充実

（1）学習環境づくりの推進

①施設の活用

- 1) 指定管理者制度を導入した市民会館については、芸術文化鑑賞の機会拡大や市民ニーズに対応した、より効果的、効率的な施設の活用が図られるよう指定管理者への指導助言に努めます。

②社会教育施設の整備充実

- 1) 生涯学習の拠点となる市公民館及び各地区館について、適切な維持管理に努めます。

③デジタル社会に暮らすひとつづくりの推進

- 1) デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）が施行されたことにより、デジタル化の恩恵を享受できるひとつづくりのための基盤整備に努めます。

（2）地域に根差した学習活動の活性化

①生涯学習推進体制の充実

- 1) 生涯学習の総合的な推進を図るため、関係機関・団体等の連携による生涯学習推進体制の充実に努めます。

②社会教育事業の充実

- 1) 生涯学習の推進を図るため、公民館講座などによる学習機会の提供及び広報や情報誌による学習情報の提供並びに生涯学習フェスティバル等を利用した学習成果の発表など活用の場の提供に努めます。

- 2) 社会教育の充実を図るため、指導者の確保及び育成に努めます。

- 3) 地域と学校が連携・協働して、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えることを目的とする地域学校協働活動の推進に努めます。

③人権教育の推進

- 1) 人間尊重の精神を基調とした、人権問題の正しい理解と認識を深めます。
- 2) 家庭教育学級、高齢者教室等の各種事業の中で、組織的に人権学習に努めます。

④家庭教育の充実

- 1) 家庭教育学級の開設により家庭教育力の向上を目指すとともに、学校・家庭・地域との連携強化を図り、子ども会活動、公民館活動などの推進に努め、地域教育力の向上に努めます。

⑤公民館活動の充実

- 1) 市公民館及び各地区館を中心として、社会教育活動の充実や生涯学習機会の提供の充実に努めます。
- 2) 自治公民館の活動を促進するため、自治公民館施設の適切な維持管理と支援に努めます。

⑥社会教育関係団体の育成強化

- 1) 市民の自主的な活動を促進するため、社会教育関係団体等の支援及び育成に努めます。

(3) 読書活動の推進

①図書館の充実

- 1) 市立図書館に対する多様なニーズに応えるため、蔵書の充実、情報提供など、利用者のサービス向上に努めます。
- 2) 子ども読書活動を推進するとともに、小中学校から高校を通した連携に努め、子どもたちが本に親しめる環境づくりに努めます。
- 3) 市民の生涯にわたる読書活動を支え、生涯学習拠点として、自分の世界や知識、仲間を広げ、知的で心豊かな人生を支えるよう努めます。

(4) 青少年活動の推進

①青少年活動と交流の活発化

- 1) 青少年の多様な体験活動の機会を提供するため、ジュニアリーダー教室や子ども会チャレンジサマーキャンプ及び夏休み子どもチャレンジ教室を開催し、企画の充実に努めます。

②青少年健全育成体制の充実

- 1) 青少年の健全育成を図るため、関係機関・団体・地域社会との連携を強化し、非行防止活動を推進します。また、地域における学びの場と機会の提供に努めます。さらに、「家庭の日」「少年の日」の周知及び「西都市青少年健全育成市民大会」を開催し、市民への啓発を行います。
- 2) 青少年育成センターを拠点として、環境浄化の促進を図り、また相談活動の充実に努めます。

3. 歴史・文化が映えるまちづくり

(1) 文化財の保存・活用

①文化財の保存整備

- 1) 日向国府跡・日向国分寺跡・都於郡城跡など指定文化財の保存整備及び管理に努めます。

②文化財の活用

- 1) 文化財の保護を基本に、学校教育、社会教育をはじめとする生涯学習の場や地域づくりに有効に活用できるよう、文化財情報等の提供に努めます。
- 2) 特別史跡・西都原古墳群を構成要素の中心にしたストーリー設定により認定を受けた日本遺産事業を実施する「日本遺産 南国宮崎の古墳景観活用協議会」の支援など、文化財の活用に努めます。
- 3) 郷土愛と貴重な文化財を愛護する思想の普及・高揚を図ります。

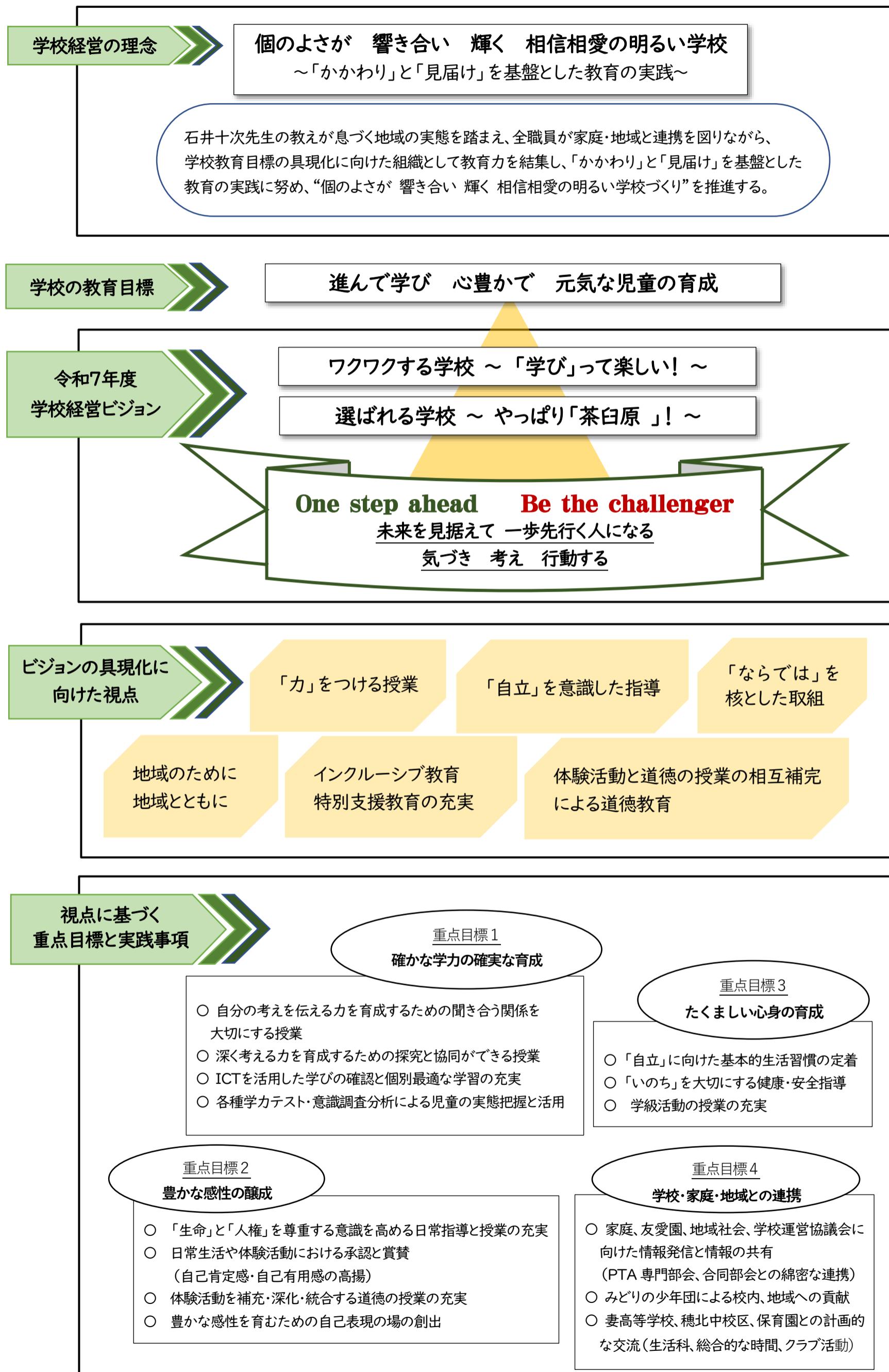
③歴史・伝統文化の保護と継承

- 1) 歴史・伝統文化の保存・継承と振興を図り、民俗芸能団体等の支援に努めます。
- 2) 国指定神楽のユネスコ無形文化遺産登録を目指し、情報発信や啓発等に努めます。
- 3) 「都於郡城跡」、「伊東マンショ」、「ナウマンゾウ」に関する貴重な資料の保護と継承を図るため、都於郡歴史館の開館及び運営に取り組みます。

(2) 芸術・文化活動への支援の推進

①芸術文化活動の促進

- 1) 文化連盟や美術協会などの芸術文化関係団体の活動を引き続き支援とともに、市民の自主的な芸術文化活動への参加促進に努めます。
- 2) 芸術文化が幅広い年齢層に浸透するよう、学校や芸術文化団体等との連携、人材の養成に努めます。
- 3) (仮称) 西都市文化振興ビジョンの策定に取り組み、本市が目指すべき文化振興の基本理念や施策の方向性を明らかにし、事業の推進に努めます。



教育課程編成表

		1年	2年	3年	4年	5年	6年
年間総日数		365	365	365	365	365	365
日曜・祝日・振替休日等		160	156	156	156	156	157
年間授業日数		205	209	209	209	209	208
週授業時数		25	26	28	29	29	29
授業可能時数		1020	1085	1160	1205	1205	1205
欠時数		16	61	104	95	78	84
年間総授業時数		1004	1024	1056	1110	1127	1121
教科	国語	306	315	245	245	175	175
	社会			70	90	100	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科			90	105	105	105
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	102	105	105	105	90	90
	外国語					70	70
① 教科の合計		782	840	805	840	875	875
② 特別の教科 道徳		34	35	35	35	35	35
特別活動	学級活動	34	35	35	35	35	35
	児童会活動	7	7	7	16	16	16
	クラブ活動	0	0	0	11	11	11
	学校行事	50	51	55	55	57	55
③ 特別活動の合計		91	93	97	117	119	117
④ 総合的な学習の時間				70	70	70	70
①+②+③+④		907	968	1007	1062	1099	1097
⑤ 学校の行事		7	8	11	11	21	19
⑥ 外国語活動(英語活動)		10	10	35	35		
総授業時数 ①+②+③+④+⑤+⑥		924	986	1053	1108	1120	1116
予備時数		80	38	3	2	7	5

▽ 学校運営組織

Ⅰ 校務分掌組織等

氏名	学年	主な校務担当	教科等主任・係り	教科等主任
原田 洋美	1年	★研究主任 ○校内、校外研究 ○学力向上	・主題研究、研修計画、研究推進 ・学力向上推進 ・幼保小連携	算数 生活 特別活動 キャリア
松葉口 浩太 (県費常勤)	2年	○学習指導	・学習態度、習慣定着 ・児童会活動、代表委員会 ・クラブ	国語 書写 図工
坂本 沙織	3・4年	◆生徒指導主事 ◆ICT担当 ○生活指導・教育相談	・基本的な生活習慣の指導 ・児童理解 ・栽培活動 ・登校班、交通安全教室	道徳 音楽 外国語 国際理解
横山 正文	5・6年	★みどりの少年団 ○体育主任 ○体育的行事	・健康教育、体育指導 ・体育行事企画、立案、運営 ・施設管理 ・体力テスト	体育 社会 総合 環境
廣田 桂子	ひまわり (自情)	★特別支援教育Co ○勤労生産活動 ○安全教育、防災教育 ★市教育支援委員	・就学指導委員会 ・清掃指導、清掃分担 ・防災指導、避難訓練	特支 防災
木下 浩利	なかよし (知的)	◆教務主任 ◆ICT担当 ○教務全般 ○情報教育	・教育課程編成 ・諸行事計画 ・諸表簿、諸調査、検査 ・小中高連携、関係機関連携 ・校内放送 ・ICT教育	情報
沖野 瞳美	指導方法 工夫改善	○図書館教育 ○人権教育	・図書館経営、読書指導	理科 家庭 図書 人権
小坂 登身 (県費非常勤)	4年複式 解消	書写・社会・算数・図工・道徳・外国語 ※教材研究も含む		
二渡 誠子 (市費非常勤)	5年複式 解消	国語・社会・音楽・道徳・外国語科 ※教材研究含む		
新盛 瞳子	養護教諭	◆保健主事 ○給食主任 ○保健、給食、安全指導 ○作品、鑑賞教育	・保健、給食関係(健康管理、健康相談、感染症予防、環境衛生管理、給食室管理) ・安全点検 ・作品募集、掲示物、鑑賞教室	給食 安全 作品
松本 秀治 (県費常勤)	学校事務		・一般学校事務 ・PTA会計	
高木 伸次 (市費常勤)	学校事務		・一般学校事務	

2 各校務関係担当

(1) 学級担任等

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	ひまわり	なかよし
担任	原田	松葉口	坂本（小坂）		横山（二渡）		廣田	木下

() は主要教科担当

(2) 校務分掌

校務分掌	教務主任	学習 (研究主任)	生徒指導主事	保健主事
主任等	木下	原田	坂本	新盛
校務部	教務部	学習 (図書館教育)	特別支援 コーディネーター	保健・給食
部員		沖野	廣田	新盛

(3) 教科等主任

教科等	国語	書写	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭
担当	松葉口		横山	原田	沖野	原田	坂本	松葉口	沖野
教科等	体育	道徳	特別活動	図書	外国語活動 国際理解	総合	給食	人権	情報
担当	横山	坂本	原田	沖野	坂本	横山	新盛	沖野	木下
教科等	キャリア	特別支援 (コーディネーター)		環境	安全	みどりの 少年団	防災		
担当	原田	廣田		横山	新盛	横山	廣田		

3 各種委員会

(1) 研究推進委員会

- 校長、教頭、教務主任、研究主任で構成し、必要に応じて校長が招集する。教頭の司会で議事を進め研究推進のための企画・運営について審議する。

(2) 校内教育支援委員会

- 校長、教頭、教務主任、特別支援学級担任、生徒指導主事、養護教諭、審議児童学級担任、特別支援コーディネーターで構成し、必要に応じて校長が招集する。教頭の司会で議事を進め、就学相談全般にわたって審議する。

(3) 学校保健委員会

- 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、体育主任、PTA3役、各部部長、地区代議員、学級委員、家庭教育学級生で構成し、必要に応じて校長が招集する。保健主事の司会で議事を進め、学校の保健計画・実施全般について審議する。

(4) 人権教育推進委員会

- 全職員で構成し、必要に応じて校長が招集し、人権教育担当の司会で議事を進め、計画実施について審議する。

(5) 健全育成会議

- 毎週水曜日に「こころタイム」を位置づけ、いじめ・不登校をはじめとする生徒指導上の諸問題についての共通理解を図る。必要に応じてPTA役員等との合同会を行う。
 - ・学校側(校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、該当児童学級担任)
 - ・保護者側(PTA3役、各専門部長、各地区子ども会育成会長、地区代議員)

(6) セクシュアルハラスメント委員会

- 校長、教頭、養護教諭、PTA代表2名で構成し、必要に応じて校長が招集する。教頭の司会で議事を進め、セクシュアルハラスメントの防止について審議する。

(7) 特別支援校内委員会

- 校長、教頭、教務主任、特別支援学級担任、特別支援教育コーディネーターで構成し、必要に応じて校長が招集する。特別な支援が必要と思われる児童に対し、適切な対応について協議する。

(8) コンプライアンス推進委員会

- 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、事務主事、PTA会長、PTA副会長(女性1名)で構成し、必要に応じて校長が招集する。教職員一人一人のコンプライアンス意識の徹底を図り、倫理意識の高い職場づくりを推進する。

(9) いじめ不登校対策委員会

- 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、関係職員で構成し、必要に応じて校長が招集する。気になる児童についての情報交換、事案発生時の対応等について協議する。

(10) 衛生管理推進委員会

- 校長、教頭、保健主事、事務主事で構成し、必要に応じて校長が招集する。教職員の健康障害の防止や健康の保持増進のための対策等について協議する。